稲城市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定

稲城市(以下「甲」という。)と社会福祉法人稲城市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、稲城市内に災害(地震等の大規模な災害を含む。以下同じ。)が発生した場合における協力体制に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、稲城市地域防災計画に基づき、稲城市内に災害が発生した場合における稲城市災害ボランティアセンター (以下「ボランティアセンター」という。)の設置運営等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、稲城市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)において、次に掲げる事項につき協力が必要と判断した場合は、乙にその旨を要請(以下「要請」という。)するものとする。
 - (1) ボランティアセンターの設置運営に関する事
 - (2) 乙が所有する車両、資機材等の貸与に関する事
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、乙の協力が必要であると災害対策本部が判断した事項
- 2 乙は、要請があった場合、可能な限りこれに協力するものとする。 (要請の手続)
- 第3条 要請の手続は、要請書(様式)により行うものとする。ただし、特に緊急を要すると認められる場合は、甲は口頭、電話等により乙に要請し、後日甲から 乙に対する要請書の送付をもって処理するものとする。

(ボランティアセンターの設置運営)

- 第4条 乙は、要請があった場合、稲城市地域振興プラザにボランティアセンター を設置するものとする。
- 2 乙は、「稲城市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害ボランティア、他の社会福祉協議会、関係団体等の協力を得て、主体的に運営するものとする。

(ボランティアセンターの業務)

第5条 ボランティアセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び活動依頼に関する事
- (2) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供に関する事
- (3) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアセンターの運営にあたり、甲及び 乙が必要と認める事項

(甲の支援)

- 第6条 甲は、ボランティアセンターの速やかな設置及び円滑な運営について、乙から協力を求められた場合、可能な限り次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) 必要な人員の派遣に関する事
 - (2) 被災状況、安否情報、協力要請事項等についての情報提供に関する事
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、ボランティアセンター設置運営にあたり、必要と認める事項

(ボランティアセンターの閉鎖)

第7条 ボランティアセンターの閉鎖は、災害復旧状況を考慮し、甲及び乙の協議 の上決定するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 要請に基づき乙が協力した事項に要した費用のうち、甲が認めた費用については、甲が負担するものとする。
- 2 乙は、ボランティアセンターの閉鎖後、前項の費用を甲に請求するものとする。 (連絡責任者)
- 第9条 この協定の発効にあたって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者(相手方との連絡、連携等を主に行う者をいう。)を別に定め、相手方に通知するものとする。

(平時の協力体制)

- 第10条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取組みに努めるものとする。
- 2 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。
- 3 甲は、乙が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、その 都度双方協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに、双方別段の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印の上、 各々その1通を保管する。

平成 25 年 12 月 6 日

- (甲) 東京都稲城市 稲城市長 髙 橋 勝 浩
- (乙) 東京都稲城市百村7番地 社会福祉法人稲城市社会福祉協議会 会 長 石 井 律 夫

要 請 書

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会 会長 殿

稲城市長

稲城市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定第3条に基づき、下 記のとおり要請いたします。

| 要 | 請 | | 理 | 由 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----|---|-----|---|---|----|----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|
| 要 | 請 | | 目 | 時 | | | | F | 月 | 目 | Ħ | 寺 | 分 | | | | | |
| 要 | 請 | Ø | 内 | 容 | | | | | | | | | | | | | | |
| そ | の他 | 連 | 絡 事 | 項 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 担 | 当 | 課 | 氏 | | 名 | 電 | 話 | • | F | A | X | 番 | 号 |
| 連 | 絡 | 責 | 任 | 者 | 消 | 防本 | :部 | | | | Tel | | _ | | _ | | | |
| | | | | | 防 | 災 | 課 | | | | FAX | | _ | | | | | |

連絡責任者

| 所属 | 連絡責任者 | 優先順位 | 連絡先 | | | | |
|---|--------------|------|--|--|--|--|--|
| 稲 城 市 消 防 本 部 | 防災課長 | 第1優先 | 電話 042-377-7119 FAX 042-377-0119 メール: shoubousai@city.inagi.lg.jp | | | | |
| | 奶火 硃文 | 第2優先 | MCA 無線機 119 | | | | |
| | | 第3優先 | 衛星電話 | | | | |
| | | | 電話 042-378-3366 | | | | |
| 稲 城 市社会福祉協議会 | 事務局長 | 第1優先 | F A X 042-378-4999 メール: soumu@inagishakyo.org | | | | |
| | | 第2優先 | MCA 無線機 506 | | | | |